

◎淀川右岸水防事務組合表彰審査会設置要綱

制 定 27. 8. 31 決裁

(目 的)

第1条 淀川右岸水防事務組合表彰規則第4条の規定に基づき表彰者の選考について審議するため、淀川右岸水防事務組合表彰審査会を設置する。

(審議事項)

第2条 審査会では次の各号に掲げる事項について審議を行う。

- (1) 淀川右岸水防事務組合表彰実施要綱第2条に定める表彰事由に該当するかどうかの認定
- (2) 表彰対象者の選考
- (3) その他必要な事項

(構 成)

第3条 審査会は委員長、副委員長及び委員で構成する。

- (1) 委員長は副管理者とする
- (2) 副委員長は水防団長とする
- (3) 委員は、事務局長、副管理者が指名する副団長及び水防に関して造詣の深い者に委嘱する

(事 務 局)

第4条 審査会の事務を処理するため、淀川右岸水防事務組合に事務局を置く。

2 事務局は審査会の議事を記録し、これを保持する。

(運 営)

第5条 審査会は、必要に応じて委員長が招集しこれを開催する。

- 2 審査会は、委員の半数以上の出席によって成立する。
- 3 委員長が必要と認めるときは、審査会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(そ の 他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関して必要な事項は委員長が定める。

2 審査会が表彰等を行うことが不相当と認める者にはこれを行わない。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年9月1日より施行する。